

# 生活保護にいう「自立」に向けた就労指導とは何か - 静岡の事件を素材として -

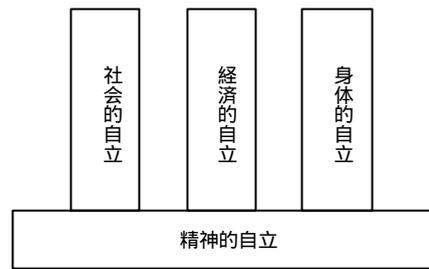
平成14年9月15日 静岡大学社会保障法ゼミ

## はじめに

生活保護法は、要保護者の最低限度の生活を保障するとともに、その「自立を助長」することを目的としている(第1条)。しかし、自立助長の具体的手段と考えられる就労指導は、要保護者の健康状態や資格・技能などの実情に沿っていないことがある。また、それが原因で職に就けなかった要保護者は、努力不足だと判断され生活保護を受給できず、あるいは受給していても打ち切りになることすらある。こうした事態を改善するには、「自立」そのものをよりの確に捉え、それに向けた就労指導がなされる必要があるのではないか。

ここでは、自立とは何かを考え、その上で静岡の事件を素材とし、自立のためのあるべき就労指導を考える。

- \* 生活保護にいう「自立」とは何か。
- \* 自立のためのあるべき「就労指導」とは何か。



自立の概念図(試)

## 1. 生活保護にいう「自立」とは何か

静岡大学の提示

精神的に他への依存心がなく、自分の意思で生活保護を受けないように努力すること。

——▶ 自立は精神面・経済面・社会面など様々な要素から成り立っている。その中でも精神面が土台となると考える。したがって、生活保護にいう「自立」とは生活保護を受けないための第一歩となる精神面での自立である。

- c f .
- ・一般的な意味での「自立」
  - ・自立 ←→ 自律
  - ・他制度にいう「自立」との異同
- } 制度を利用する人  
= 人間像

## 2. 自立のためのあるべき「就労指導」とは何か - 静岡の事件から -

### (1) 事件の紹介

静岡県浜松市生活保護打ち切り事件

生活保護を受給していた路上生活者が、近年の厳しい雇用状況下で、自立のための就労指導に基づいた求職活動を真摯に行った。しかし、結果として職に就けなかったことを本人の努力不足だと判断し、生活保護が打ち切られた事件。 資料2、3、5 参照

#### 具体的な問題点

- ・自立助長を目的としているはずの就労指導が、要保護者の実情に沿っていないかたちで行われているのではないかということ。
- ・それによって職に就けなかったことをすべて要保護者の努力不足だと判断されてしまうこと。 資料4 参照

## (2) 自立に向けたあるべき就労指導とは何か

### 静岡大学の提示

要保護者の健康状態・技能・資格等の実情を考慮し、かつ自立を助長するものでなければならない。

要保護者が自分にあった仕事につく権利を確立できる制度を作る。

- ・自立支援システムの構築 資料1 参照
- ・要保護者に現実に働く場を提供するような援助施策の充実

生業扶助の拡充。主に、技能習得費を手厚くすることによって、長期的な要保護者の自立を図る。 資料6 参照

ケースワーカーの人的補充と資質の向上。有資格者の採用や研修の徹底など基本的人権を厳守できる職員の確保・補充を行う。これにより、ケースワーカーの人的資質のよりよい向上を図る。

### おわりに

- ・生活保護にいう「自立」とは何か。
- ・自立に向けた「就労指導」とは何か。